

奈良県看護師等修学資金貸与条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十五年三月二十七日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県条例第五十六号

奈良県看護師等修学資金貸与条例の一部を改正する条例

奈良県看護師等修学資金貸与条例（昭和三十七年三月奈良県条例第五十号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「という。」の下に「並びに県内に存する看護師等の確保が困難であると認められる医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第一条の五第一項に規定する病院で規則で定めるもの（以下「特定病院」という。）を、「除く」の下に「。以下同じ」を加える。

第七条第一項ただし書中「第九条」を「次条及び第九条」に改め、「特定施設」の下に「又は特定病院（以下「医療施設等」という。）」を加え、同項第一号中「特定施設」を「修学資金の貸与を受けた者が看護師等の免許を取得し、当該免許取得後直ちに特定施設」に、「五年」を「当該貸与を受けた期間に二年を加えた期間に相当する期間」に改め、同項第二号中「前号」を「前二号」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二 医療施設等において引き続き看護師等の業務に従事した期間が当該貸与を受けた期間に四年を加えた期間に相当する期間に達したとき（前号に規定する場合を除く。）。

第七条第二項中「前項第一号」の下に「及び第二号」を加える。

第八条第一項第一号中「特定施設において」を「修学資金の貸与を受けた者が看護師等の免許を取得し、当該免許取得後直ちに特定施設において引き続き」に、「（当該期間が二年に満たないときは、二年とする。）の二分の五に相当する」を「に一年を加えた」に改め、同項中第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 医療施設等において引き続き看護師等の業務に従事した期間（以下この号において「従事期間」という。）が、当該貸与を受けた期間以上であるとき（前号に規定する場合を除く。）。従事期間を当該貸与を受けた期間に四年を加えた期間で除して得た数値（当該数値が一を超えるときは、一とする。）を返還債務の額に乘じて得た額

第八条第二項中「前項第一号」の下に「及び第二号」を加える。
第九条第三号及び第四号並びに第十条第三号中「特定施設」を「医療施設等」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の奈良県看護師等修学資金貸与条例の規定は、平成二十五年度以後新たに貸与を受ける者に係る修学資金について適用し、平成二十四年度以前に貸与を受けた者に係る修学資金については、なお従前の例による。